

ロストボールの運用(ボールの回収について)

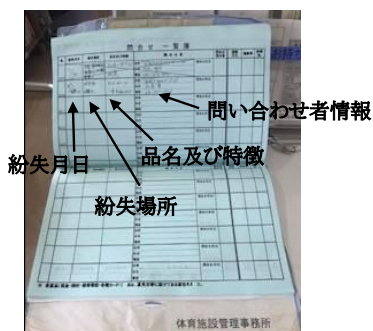
本規則のロストボールの運用は、市民大会・選手権大会及び交流戦に適用される。

1. 運営規則

- ①. 試合球は、チーム名を記入して使用すること。
- ②. 高瀬町運動広場で試合球が高瀬町下水処理場に飛び越えた場合、安全の観点からフェンスを乗り越えて、高瀬町下水処理場に進入して、回収する行為はしてはならない。

2. ロストボールの対応について

- ①. ロストボールは運営委員会で把握するため、報告する。
一般の部 --- 審判報告書にチーム名とロスト数を記載する。
シニアの部 --- シニアLINEにチーム名とロスト数を報告する。
- ②. ロストボールのチームは、その日に高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)の管理事務所にボール紛失の状況を伝えて「問い合わせ一覧簿」に記入してください。
 - ②-1. 紛失月日を記入
 - ②-2. 紛失場所を記入(球技場名・紛失した方角)
 - ②-3. 品名及び特徴・色など
 - ②-4. 問い合わせ者を記入(住所・氏名・連絡先)①～②項の手順で試合当日は完了する。



3. ロストボールの回収について

- ①. ロストボールは不定期にて、生涯スポーツ課の担当者がボールを拾いにいきます。
- ②. ロストボールは高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)の管理事務所に回収され、問い合わせ一覧簿と照合され、保管されます。

注意事項は以下の通りとする。

1. 照合されないボールは一定期間保管されますが、廃棄されますので注意してください。
 2. 管理事務所では、問い合わせ一覧に記載せず、その場で、「そのボールは、私のです」などの対応では返却できないルールとなっております。
- ③. 特徴が合致すれば、連絡がきますので、回収をお願いいたします。
(※回収時にサッカー協会所属のチームボールがあった場合、連絡を密に、ご協力をお願いいたします。)

本ロストボールの運用についての問い合わせは、大会運営部若しくは事務局にご連絡をお願いいたします。

本ロストボールの運用の改訂について

本規則は、運営委員会で協議し、決定すること。

改訂履歴

2021.5.17

高瀬町運動広場の使用時のボールロストについて、運用ルールが決定したため、ロストボールの運用として、新規制定した。

作成 大会運営部_運営部長 事務局
承認 第1種委員会委員長 西川 智

船橋市サッカー協会第1種委員会

